

(第1報告)

日本における受刑者の権利の変容

南山大学法学部教授 澤登文治

- 一 序 —— 日本の犯罪に関する基礎的データ
- 二 日本における主な刑罰の種類と内容
- 三 懲役刑受刑者の処遇に関する歴史と憲法理論
- 四 「刑事収容施設法」による受刑者の権利の明確化
- 五 結 び —— 今後の課題

一 序 —— 日本の犯罪に関する基礎的データ

どの国においてもそうであるように、法制度の最終砦は刑罰制度です。つまり、民主主義的なプロセスを経て制定された法律に違反した人々を、そのまま放置することはできません。なぜなら、それを放置すれば、法律は単に文字を書いた紙きれでしかないことになってしまうからです。要するに、違反者は何らかの方法で処罰されなければなりません。それが刑罰です。

しかし、法律を遵守させるために、刑罰ができるだけ厳しいものであればそれで良いというわけでもありません。刑罰は、それを受ける人の人権を侵害するものであってはなりません。それは、現行日本国憲法第36条がつぎのように保障しているところです。「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」と。しかしまた、その刑罰は刑罰が有する一定の目的に適合的かつそのために効果的なものでなければならないことは言うまでもありません。

こうして刑罰のあり方について観察し考察することは、その国において法律がいかに尊重されているか否か、さらに、その国の法文化のありようを理解することにもつながることでしょう。したがって本日は、日本の刑罰制度の状況、特に最近の変化について概観すると同時に、そのような変化に伴って、受刑者の権利がどのように変化してきているのか、つまり受刑者の人権のあり方について、考察してい

ます。まず、その前提として、日本の犯罪に関する基礎的なデータをご紹介します。おきましょう。

1 犯罪認知件数

平成 22 (2010) 年の『犯罪白書』によると、平成 21 (2009) 年の、刑法犯認知件数は、約 239 万件です¹⁾。この年の日本の総人口は約 1 億 2 千 700 万人強ですから、約 50 人に一人が何らかの犯罪を起こしていることとなります。認知件数 239 万件のうち、自動車運転過失致死傷等特別法犯が 69 万件あまり、それ以外が窃盗など一般刑法犯です。窃盗件数は 129 万件強ですから、総認知件数の約 54% が窃盗ということになります。また、総認知件数のうち検挙された件数（検挙件数）は、124 万件あまりです。つまり、検挙率は、約 51% でしかありません。また、認知件数が最多であったのは平成 14 (2002) 年で、368 万件あまりでしたから、平成 21 (2009) 年までの 7 年間で、約 129 万件減ったこととなります。さらに、検挙率が低かったのもこの時分で、平成 13 (2001) 年には、刑法犯全体では 38.8% でしたが、平成 21 (2009) 年には 51.7% に持ち直しています²⁾。

2 検察官送致件数

また、平成 20 (2008) 年の検察庁における新規受理人員は、164 万人弱³⁾で、そのうちの約 30% が道路交通法違反（特別法犯）、約 44% が自動車運転過失致死傷等（刑法犯）ですから、約 74% の 121 万人は、主に自動車関連の罪で送致されたわけです⁴⁾。したがって、残りの約 26% の中に、窃盗 (9.7%)、その他の一般刑法犯 (9.7%)、その他の特別法犯 (6.8%) があることとなります。

3 起訴件数

さて、検察官に送致された約 164 万人のうち、どのくらいの人が実際に裁判にかけられる、つまり公判請求されるのでしょうか。実は、公判請求されたのは、12 万人弱でしかありません。それ以外では、不起訴が約 93 万 4 千人、略式請求（公判ではなく略式裁判による罰金刑の求刑）44 万 1 千人です⁵⁾。したがって、送検された人の 7% あまりの人しか、実際に裁判にかけられていないこととなります。

4 判決別件数

それではつぎに、公判請求された約 12 万人弱は、裁判の結果どのような判決を

受けたのでしょうか。同じく平成 21 (2009) 年には、死刑判決が 17 人、懲役・禁錮刑は約 7 万 2 千人でした。懲役・禁錮刑のうち執行猶予がついた人が約 4 万 3 千人ですから、懲役・禁錮の実刑になったのは 3 万人弱です⁶⁾。ちなみに、地方裁判所における平成 21 (2009) 年の終局人員約 6 万 5 千人のうち、無罪判決を得たのは 75 人⁷⁾、率にすると約 0.1% に過ぎません。

こうして、3 万人弱が刑事施設に入ることになったのですが、この人数は、犯罪認知件数 239 万件のうちのほんの 1% 強にしかならないわけですから、99% 程度の人たちは、身柄を拘束されることなく、普通の生活をしていることになります。逆に言えば、犯罪を起こした人々の、ほんの 1% という一握りの人のみが、刑務所など刑事施設に収容されているだけである、ということになります。

5 再犯率

もう一つ重要な観点は、再犯率です。死刑または事実上の終身刑でない限り、いくら刑務所や拘置所に身体を拘束して処罰を加えたとしても、刑期が終了すれば、社会に再び戻ってくるわけです。社会に戻った後に、再び犯罪を起こす再犯率は、出所 5 年後で観察すると約 60% です⁸⁾。つまり半分以上の人は、再び犯罪を起こし、刑務所などに舞い戻っていくのです。この再犯率を低くしていき、二度と犯罪を繰り返さないようにすることが、社会にとっても犯罪者自身にとっても、大きな利益であることは間違いないでしょう。そのために何が重要か、また後ほど考察しましょう。

二 日本における主な刑罰の種類と内容

平成 21 (2009) 年に死刑判決が 17 件に下されたということからお分かりのように、今日の日本には、死刑が存在しています⁹⁾。では、そのほかの刑罰も含めて、どのようなものが日本にあるのかを確認しておきましょう。

1 生命刑

日本の刑法第 9 条は、「死刑、懲役、禁錮、罰金、抑留及び料金を主刑とし、没収を付加刑とする」と規定し、死刑を認めています。そして、その方法として、同法 11 条 1 項において、「死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する」と定め、絞首、つまり首吊りによって生命を絶つこととしています。

2 自由刑

自由を剝奪する刑罰である、懲役刑および禁錮刑については、それぞれ刑法第12条および13条でつぎのように規定しています。「懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は1年以上20年以下とする」と。そして13条で禁錮刑について同様に、無期禁錮と1年以上20年以下の有期禁錮を定めています。両者の違いは、懲役刑には刑務作業が科せられますが、禁錮刑にはそれが無い点です。したがって、一般的には、懲役刑の受刑者は、日中、所定の刑務作業を行うために、刑務所内に設置されている工場に働きに出ますが、禁錮刑の受刑者は、そのような刑務作業は義務でないため、ほぼ一日中部屋の中に居るだけとなります。なお、数としては少ないのですが、1日以上30日未満の期間、身柄を拘束する、拘留という刑罰もあります（同法16条）。

3 財産刑

最後の類型である財産刑には、罰金刑と科料があり、前者は1万円以上、後者は1千円以上1万円未満の金員を奪われる刑罰です（同法15条、17条）。

それぞれの刑罰類型には、特有の問題がありますが、今日取り上げるのは、このうちの懲役刑についてです。

三 懲役刑受刑者の処遇に関する歴史と憲法理論

現行の日本国憲法においては、第36条で「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」と定められ、刑罰であっても「残虐な」ものは禁止されていますし、近代憲法の原則として、犯罪者にも基本的人権の尊重が保障されなければなりません。また、刑務所における刑罰の執行、つまり行刑も、行政上の権力行使ですから、法治主義の原則が貫徹されなければなりません。しかし、現行日本国憲法以前の憲法である明治憲法（大日本帝国憲法）においては、そのような原則は必ずしも重要視されていませんでした。つまり、明治天皇が「統治権の総攬者」（明治憲法第4条）として国家権力の全権を掌握しているというのが原則でしたから、受刑者の刑務所における処遇についても、「監獄法」という法律によってある程度定められ、一定の法治主義原則が採られていたものの、日々行われる行刑の多くの部分においては、執行機関である刑務所長の裁量に委ねられていたのです¹⁰⁾。

1 「監獄法」と特別権力関係

明治憲法の下で一般的に容認されていた憲法理論が、特別権力関係論です。これは、ドイツの立憲君主制の下で認められていた理論を、明治政府が日本の憲法理論に移植したもので、国家と、国家と一定の関係にある人々との間の関係は、国家と普通の人々との間の関係、つまり一般権力関係とは異なる、特別の関係にあるから、そのような特別関係にある人々の自由や人権を制約するためには、法的な根拠は不要であるというものでした¹¹⁾。また、そのような制約を受けた人々は、それに不満があるとしても、裁判に訴えることができない、または訴えたとしても、裁判所にはこのような関係の人々に関して司法審査権が認められていないとされていたために、裁判所が受け付けなかったのです¹²⁾。たとえばこのような特別権力関係にある人々として、国家公務員が挙げられます。国家公務員は、国家の官僚制の下に、君主から特別の地位を認められる代わりに、忠誠心を持って職務に当たることが期待されていたためでしょう、その自由と権利の制限については、特別の法的根拠は必要ないとされていました。このような、特別権力関係は、国家公務員だけではなく、国立大学とその学生との関係や、刑務所と受刑者との関係にも適用されました。つまり、刑務所は裁量により、法的根拠なしに、その受刑者の自由や権利を制限することが認められるとされていました。

もちろん明治憲法下において、刑務所と受刑者との間を規律するための法律として「監獄法」が存在しましたが、75箇条しかないことから分かるように、不十分なものでした。その不十分さを補うために、省令や、矯正局長などから出される数多くの通達、訓令など、行政機関による実質的立法が利用されていました。これら実質的意味の立法のほとんどは、国会で制定される法律と異なり、ほとんど公開されていませんでしたから、国民の目の届かないルールに従って、日々の行刑が行われていたこととなります¹³⁾。

2 「監獄法」の下での判例

「監獄法」によって規律されてはいたものの、明治憲法の下で、特別権力関係が通用しており、行刑のすべてが行政機関のルールと刑務所の裁量によって行われ、司法審査は及ばなかったわけですが、同じ「監獄法」の下でも、現行憲法の下では、特別権力関係はもはや通用しません。しかし「監獄法」という法律自体は、2007年まで有効な法律でしたから、その精神の一部は受け継がれたと言ってもよ

いでしょう。では、現行憲法は、どのようにして「監獄法」を受け継いだのでしょうか。一つには、刑事施設による被拘禁者の自由の制限に関する判例が存在し、施設の所長の裁量に枠がはめられるようになったことが挙げられるでしょう。それではつぎに、未決で勾留されていた被拘禁者に関するものではありませんが、重要判例の一つを紹介しておきたいと思います。

最高裁昭和58(1983)年6月22日大法廷「よど号ハイジャック記事抹消事件判決」(民集37巻5号793頁)では、「よど号ハイジャック事件」の新聞記事全部を黒く塗りつぶして抹消の上、被拘禁者X等に配付したことが、X等の知る権利を侵害するか否かが問題とされました。判決において、最高裁は、制限が許されるためには、「その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、右の制限の程度は、右の障害発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべき」としました。しかし、結論的には、そのような「相当の蓋然性」があったと認めて、X等の請求は棄却されました。

この判例が示すところは、被拘禁者の自由の制限は、施設の所長の裁量に全面的に委ねられているわけではなく、被拘禁者の自由を認めた場合に、「放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性」がなければ、制限することができない、かつそのような制限をする場合でも、制限は「必要かつ合理的な範囲」においてのみ可能だ、ということでした。そしてこの判決で示された「相当の蓋然性」の基準が、その他の場面においても広く採用されていくことになったのです¹⁴⁾。

3 刑事収容施設法の成立と法治主義

さて、日本では、2006年5月24日から新たに、現「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下、単に「刑事収容施設法」)¹⁵⁾が施行されることになりましたが、これは先に出てきました「監獄法」に代わるものとして、制定されたものです。同法の施行に伴い、「監獄法」は2007年6月1日に廃止され、この新たな法律に基づき、より完全な法治主義が可能になったと言えます。しかし、この「刑事収容施設法」の制定には、ある事件が関連していました。それは、名古屋刑務所において2001年と2002年に発生した、刑務官による受刑者に対する死傷事件だったのです。この事件の概要をつぎにお話しします。

残念ながら名古屋刑務所で発生した事件は、一人の刑務官だけによるものでもなければ、一人の受刑者に対する一回きりの事件でもありませんでした。複数の刑務

官による、複数回にわたる、複数の受刑者に対する事件だったのです。以下、一般的に名古屋刑務所事件と呼ばれている二つの事件の概略を述べます。

(1) 第一の事件

2001年12月、男性受刑者1名が革手錠(革製腰ベルトの前後につけられた革製手錠に両手首を固定することで身体の自由を拘束するもの)を装着された後に急死しました。この受刑者は前日、刑務官によって、全裸にされ、強烈な勢いの消防用ホースで下半身に放水されていました。放水により直腸裂傷が生じていたことが直接の死因とされたものです。

(2) 第二の事件

2002年5月と9月にも、先述の革手錠で腹部を締め上げられた受刑者2名が死傷する事件が起き、特別公務員暴行陵虐致死事件(刑法第195条)として、刑務官8名が2002年11月～2003年2月の間に起訴されました。

(3) 裁判所の判断

すでに判決が確定したものとしては、2名の刑務官について、看守Aに無罪、副看守長Bに懲役2年執行猶予3年の判決が下り確定しています。そのほか、——下記イの2名にも執行猶予付判決が確定しました。あとの4名についてはまだ係争中です。裁判ごとに見ると、つぎのようになります。

ア 2004年3月31日名古屋地裁¹⁶⁾

8名のうちの1人(副看守長B)について、必要がないのに革手錠を使用し、「反抗的な態度を示さないよう懲らしめの意図」を持ってこれを行ったと認定しました。また、放水についても、放水で死因となった直腸の傷が生じたと認定し、「正当な職務ではなく違法」とし、懲役2年執行猶予3年の有罪判決を言い渡しました。元副看守長Bは控訴せずにこれを受け入れ、判決は確定しました。

イ 2005年11月4日名古屋地裁¹⁷⁾、2008年10月21日名古屋高裁、2011年6月28日最高裁

無罪を主張していた副看守長Cと看守部長Dに対して、「犯行は危険かつ悪質で、矯正行政に対する信頼を損なった」として、それぞれ懲役3年執行猶予4年と懲役1年2月執行猶予3年を言い渡しましたが、両者とも控訴しました。2008年10月20日の控訴審判決は、1審の有罪を維持するとともに刑罰を重きに変更し、

それぞれ懲役3年執行猶予5年および懲役1年6月執行猶予3年としました。これに対して両被告人は、同年10月22日に上告しましたが、2011年6月28日最高裁で上告棄却、高裁判決が確定しました。

ウ 2007年3月30日名古屋地裁（判例集未登載）¹⁸⁾

受刑者の死傷原因を「刑務官が革手錠のベルトをきつく締めたため」とし、革手錠の施用は「苦痛を与えて従わせ規律を維持する目的だった」と認定し、副看守長Eに懲役3年執行猶予5年、看守Fに懲役2年執行猶予3年、看守Gに懲役1年執行猶予3年、看守長Hに懲役2年執行猶予3年を言い渡し、看守Aに対しては無罪を言い渡し確定しましたが、他の4人は控訴しました。その後、2010年2月26日に控訴審で公訴棄却の判決が下されました。したがって、2011年7月現在では、8人の被告人中4人についてまだ最終的な決着がついていない状況です。

なお、この事件で問題となった革手錠は、すでに廃止され、存在しなくなりましたから、現在では使用は物理的に不可能です。（現在は、革手錠の代わりに、第1種手錠および第2種手錠が使われることがあります。腹部等を締め付けることが可能なものではありません。）

このような、あってはならない事件をきっかけに、「監獄法」が見直され、「刑事収容施設法」が成立した¹⁹⁾わけですが、その中でどのような点に変化したのか、つぎに概観していきましょう。ただし、注意しなければならないのは、このような事件の発生は、「監獄法」という明治時代以来の法律にのみ、その原因があったとは決して言えず、それ以上に、たとえば刑務所にその定員以上の受刑者が収容されているという、過剰収容の問題²⁰⁾があったことを見過すべきではないことです。もちろん、だからと言って、過剰収容のみが事件の唯一の原因ということでもなく、多くの要因が重なったものと考えられるでしょう。

四 「刑事収容施設法」による受刑者の権利の明確化

特別権力関係論の影響の下に制定された「監獄法」においても、確かに一定の権利とその制約について規定され、制限等が刑務所長のまったくの裁量に委ねられていたわけではありませんが、広範に認められるような規定であったことは否定できないでしょう。したがってこのような点は、限定的かつ明確に規定することになりました。では、以下いくつかの具体例を概観しましょう²¹⁾。

1) 受刑者の権利義務(2編2章7・8節)・職員の権限の明確化(2編2章9・12節) 宗教上の行為、儀式行事、教誨の自由、書籍・新聞の閲覧、規律・秩序維持のための措置の要件が明確化されるとともに、懲罰の要件・種類が法律上明確化されました²²⁾。

2) 処遇の充実(2編2章10節)

作業以外に、改善指導・教科指導の義務化(覚醒剤・暴力団離脱指導)、外部通勤作業が新設されるとともに、処遇を受刑者ごとに個別化し、処遇要領が作成されることになりました²³⁾。

3) 受刑者の生活水準の保障(2編2章4・6節)

衣類・食事などの給貸与、自弁物品の使用範囲・要件が明確化されるとともに、保健衛生・医療上の措置(特に指名医制度、同法63条)が明確化されました²⁴⁾。

4) 外部交通の保障・充実(2編2章11節)

面会・信書発受の保障(114条②、130条②)が明文化され、場合によって電話による通信が可能とされました(146条)。

5) 不服申立て制度の整備(2編2章13節)

施設の長による措置に不服ある場合の審査の制度(矯正管区長あて、157条)、法務大臣への苦情の申立(166条)が可能とされ、明文化されました。

6) 行刑運営の透明性の確保(1編2章)

刑事施設視察委員会の設置および視察・受刑者との面接の権限(協力依頼権限、9条②③)、「意見・提案書」および書面について施設による無検査が保障されました(9条④)。

このような法制上の大きな変化の中で、たとえば名古屋刑務所事件でも問題となった保護室収容に関して、どのような法的根拠が存在することになったのか検討してみましょう。職員または他の受刑者に対する暴言・暴力事犯など、遵守事項等に対する違反があった場合、一時的にその者を隔離するために、保護室に収容する必要が生じますが、その保護室の使用について、以下のように、「刑事収容施設法」上、明文が設けられ、それまではほぼ闇の中で扱われていた保護室収容について、法律という形でより容易に国民が理解できるようになりました(法79条1項)。すなわち、「一 自身を傷つけるおそれがあるとき。二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するために特に必要があるとき。イ 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。ロ 他

人に危害を加えるおそれがあるとき。ハ 刑事施設の設備、器具その他の物を破壊し、又は汚損するおそれがあるとき。」です。

「刑事収容施設法」成立以前の「監獄法」においては、「保護房」の使用についての定めは、「保護房使用について」（1967年の「矯正局長通達」²⁵⁾）にしかなく、「監獄法」においては、そもそも、「保護房」という用語すら存在しませんでした。また、この通達では、7日以内の保護房収容が認められ、その後の更新については3日ごとにはできることになっていましたから、現在の「刑事収容施設法」79条3項が定める72時間、つまり原則3日間の収容可能期間と、48時間ごとの更新、つまり2日ごとの更新の方が、収容する側である刑務所に対して厳格になっていると言えます。また同条5項は、刑事施設の長に対して、収容時および更新時に「速やかに……被収容者の健康状態について、……医師の意見を聴かなければならない」とし、被収容者の身体的状況の確認を義務付けます。このように、問題となった保護室の使用について、法律によって、一定の歯止めをかけようとする意図がこめられていると考えられるでしょう。

さらに、外部交通については、出所後の社会生活にスムーズに復帰できるよう、家族だけでなく、基本的に誰とでも手紙のやり取りが認められることになりました（同法126条）が、1カ月あたりに認められる手紙の通数についても、130条2項で、最低でも4通の発信が保障されるようになりました。また、受刑状況が優れている受刑者である、優遇措置1類の者については、省令²⁶⁾で、「信書の通数を1月につき十通以上に定めること」（54条6号）が認められ、「改善更生の意欲を喚起する」（法89条）ことに役立つようにされています。ちなみに、それまでの「監獄法」においては、処遇に関しては通達により、「累進処遇」という方式が採られており、受刑者を入所時に4級に位置付け、そこから一定の期間、問題なく経過すると、一つずつ級を上げていくように分類していました。4級の者には月に1通の手紙しか発信が認められず、3級の者には月2通、2級には週1通、1級には随時という具合に、通数を増やすという方法が採られていました²⁷⁾。このように外部交通を通じての社会復帰可能性を重要視する「刑事収容施設法」においては、月に4通の最低保障を法的権利として認めたのです（法130条2項）。

五 結 び —— 今後の課題

名古屋刑務所の事件をきっかけとして、「監獄法」が廃止され、代わって「刑事収容施設法」が成立した経緯、そして「刑事収容施設法」の内容を概観してきました。その内容には、「監獄法」の下において、通達や省令によって認められていた事柄、または、すでに実施されていた事柄もあります。しかし、法律によってオープンな形で、かつ、より詳細に、それら受刑者の権利が明確にされ、保障されたことには、大きな意味があると言えるでしょう。さらに重要な事柄は、外部交通の保障の拡充や、新たな保障としての改善指導等のプログラムの導入です。これらは、「監獄法」の下では、受刑者の身柄拘束と処罰が、刑務所に犯罪者を収容することの中心的理由であったものを、「刑事収容施設法」の下では処罰と同程度に、または場合によってはそれ以上に、再犯防止のための矯正教育と円滑な社会復帰に重点が置かれるようになったという事実に基づいています。かつてのように、再犯率が60%以上であれば、いくら犯罪防止に社会が努めても、受刑者の数が急激に減少することはないでしょう²⁸⁾。また、社会にとっても、犯罪者にとっても、犯罪がない、犯罪を起こさない、起こさせないことのほうが優れているということは、論ずるまでもないことです。したがって、社会に出てから二度と犯罪を起こさないようにするための、矯正教育や就労支援プログラムは、高く評価されるべきです。もちろん、そのようなプログラムの実効性・有効性をこれから検証していく必要があるでしょう。そのような試みの一つとして、たとえば名古屋刑務所では、受刑者の「更生期待度」をポイント化し、「再入率」との関連を調査しています。それによって、どのような特性を有する受刑者には、どのような矯正プログラムをどの程度実施することが、最も有効なのかを明らかにし、限られた時間的・人的資源を無駄にしないように努めようとしているのです²⁹⁾。そのような統計学的な見地からの調査も、今後は全国的に繰り広げられていくことが期待されます。

さらに、今後の課題としてもう一つ忘れてはならないことは、犯罪被害者の支援と、受刑者の矯正教育および社会復帰との架橋です。すでに一部で犯罪被害者と受刑者との対話の試みが始まっていますが、被害者が、加害者の責任を追及し、重罰を科すことに成功したとしても、その加害者が社会に出てきた後に、再び犯罪を起こすのであれば、その重罰にどのような意味があったと言えるのでしょうか。そもそも人は、他者によって規律される他律的な存在ではなく、自らが自らを規律する

自律的な存在であることを求められています。別の言い方をすれば、人は生来、自律的な存在でしかありえません。つまり、犯罪者は、自らが、心からそれを後悔し、反省し、悔い改め、もはや犯罪を起こすことのない人間になる努力をすることによってしか、罪を償うことができない存在であり、自らがその意味を理解できない処罰を、国家や刑務所長など他者から加えられることによって、犯した罪が償われることは本来的にありえません。受刑者が、自分の罪を理解し、悔い改め、社会復帰することこそが、社会にとっても、犯罪被害者にとっても、本来的に重要なことなのではないでしょうか。逆に、犯罪者が何年も何年も、その意味を理解することなく、毎日毎日、同じ作業を黙々と続けることによって、その罪が償われることは決してないのです。そのための方法として、受刑者と犯罪被害者が対話する機会を持つことによって、受刑者の罪を克服していく手助けとする修復的司法の方法と実践について、さらに検討がなされるべきかもしれません。

したがって、私たちも、被害者は重罰を求め、加害者はその刑罰を黙って受け入れ承服すべきものだ、と画一的に決め込むのではなく、さまざまな被害者、さまざまな加害者が存在するという事実を理解し、加害者も被害者も、そして私たち一般の人も、理想的な人間とはどのような姿なのだろうか、理想的な刑罰とはどのようなものなのだろうかということについて、さらに真剣に考えていくべきではないでしょうか。

ただ単に、犯罪者の身柄を拘束し、一定期間、処罰のために刑務所に入れて刑務作業をさせ、刑期が満了したら社会に戻す、というだけの刑罰制度では、単に国家が、犯罪者および犯罪に対して、その権力を誇示して満足しているだけのようで、逆に根本的解決方法の模索を回避することになってしまうのではないのでしょうか。本当に、加害者および被害者を支援する途を、人権保障の観点からも、私たち社会が探るべき時が来たのです。そして、そこでは、犯罪者には罰を、つまり刑罰は基本的に処罰・苦痛である、またそうでなければならない、とする伝統的な応報概念からは相当かけ離れた、普遍化された人権観念に基づく新たな刑罰概念への変化と、刑罰の目的に関する新たな考え方への変化が求められているのです。

本日は、ご清聴ありがとうございました。

（本稿は、2009年10月30日に韓南大学校において行われた韓南・南山学術交流会における報告原稿に、資料のアップデートなど、一部修正を加えたものです。最終校正 2011年7月）

注

- 1) 法務省法務総合研究所編『犯罪白書(平成22年版)——再犯防止施策の充実——』(2010年)1頁(<http://www.moj.go.jp/content/000057052.pdf>)。(以下、頁番号はこのウェブ上のpdf版による。)
- 2) 前注, 3頁。検挙率は, 犯罪の種類によっても大きく異なる。たとえば, 窃盗の検挙率は低く, 27.9%(平成21〔2009〕年)であるのに対し, 殺人のそれは98.2%である。最も検挙率が低いのは, 器物損壊で7.1%。
- 3) 前注, 11頁。
- 4) 前注, 12頁。
- 5) 前注, 11頁。
- 6) 同前。
- 7) 同前。
- 8) 法務省法務総合研究所編『犯罪白書(平成20年版)——高齢犯罪者の実態と処遇——』(2008年)3頁, 129頁(平成14〔2002〕年に満期釈放された人が, 平成19〔2007〕年までの5年間に再入所した率〔58.9%〕。同年の仮釈放者の再入率は, 36.1%)。
- 9) 同年, 死刑は7人に対して執行された。
- 10) 菊田幸一「受刑者の法的地位——受刑者の人権」菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革 刑務所システム再構築への指針』(日本評論社, 2007年)34頁以下。
- 11) 佐藤幸治『憲法〔第三版〕』(青林書院, 1995年)430頁, 芦部信喜『憲法学II 憲法総論』(有斐閣, 1994年)246–250頁, 266–279頁。
- 12) 同前。
- 13) 菊田幸一『日本の刑務所』(岩波新書, 2002年)48–107頁, 木村裕三・平田紳『刑事政策概論〔第3版〕』(成文堂, 2006年)169頁など。
- 14) 佐藤, 前出注11, 431頁, 芦部, 前出注11, 275–276頁, 高橋和之ほか『憲法判例百選I〔第5版〕』(有斐閣, 2007年)38–39頁など。
- 15) 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」(平成17年5月25日法律第50号)平成17年5月25日公布・平成18年5月24日施行。その後, 平成18年6月8日法律第58号による改正で, 現「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」平成18年6月8日公布・平成19年6月1日施行。
- 16) 平成14年(わ)第2921号, 平成15年(わ)第589号 特別公務員暴行陵虐致傷, 特別公務員暴行陵虐致死幫助被告事件。
- 17) 平成15年(わ)第422号, 平成15年(わ)第590号特別公務員暴行陵虐致死被告事件, 同幫助被告事件。
- 18) 岡上雅美「名古屋刑務所事件その後——革手錠事件に関する名古屋地判2007年3月30日を契機として」法学セミナー52巻7号(631号・2007年7月)8–10頁参照。

- 19) 「刑事収容施設・被収容者等処遇法の成立と課題」刑事法ジャーナル5号(2006年10月)2頁以下参照。
- 20) 『犯罪白書(平成18年版)』『犯罪白書(平成19年版)』『犯罪白書(平成20年版)』および『犯罪白書(平成21年版)』によると、2005年の成人刑務所収容人員および収容率(既決)は、それぞれ68,319人および116.0%、2006年は69,301人および115.0%、2007年は70,625人および104.4%、2008年は67,672人および97.6%で、初めて100%を下回った。
- 21) 「特集 行刑の現状と課題——刑事収容施設法施行後の検証」法律時報80巻9号(2008年8月)の諸論説参照。
- 22) 同法67条、68条、69条~72条、73条~83条。
- 23) 同法84条~108条。
- 24) 同法40条~43条、56条~66条。
- 25) 昭和42年12月21日付 矯正局長通達「保護房には、7日を超えて拘禁してはならない。」「但し、必要があるときは3日ごとにその期間を更新することができる。」
- 26) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年5月23日法務省令第57号)
- 27) 菊田, 前出注13, 78-79頁。
- 28) 前出注20に示したように、収容率は減少したが、実際の収容人員は、2005年から2007年までに2,306人増加している。これは、新たな刑務所の建設により、収容定員(既決)自体が、たとえば2006年12月31日から2007年12月31日までの1年間で、62,077人から67,996人に増加(5,919人増)しているためである。
- 29) 同所における「再犯防止促進プロジェクト」および「再犯要因研究・更生期待度スケール作成」などについては、井上和則「犯罪前歴受刑者の処遇の現状と課題——名古屋刑務所における再犯防止に向けた取組について(特集 累犯者の処遇と交通犯罪)」犯罪と非行157号(2008年8月)52-68頁参照。

参考文献

《書籍》

- 林眞琴・北村篤・名取俊也『逐条解説 刑事収容施設法』(有斐閣, 2010年)
- 菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革 刑務所システム再構築への指針』(日本評論社, 2007年)
- 木村裕三・平田紳『刑事政策概論〔第3版〕』(成文堂, 2006年)
- 刑事立法研究会編『刑務所改革のゆくえ「監獄法」改正をめぐって』(現代人文社, 2005年)
- 菊田幸一『日本の刑務所』(岩波新書, 2002年および2010年)
- 菊田幸一『受刑者の法的権利』(三省堂, 2001年)

佐藤幸治『憲法〔第三版〕』(青林書院, 1995年)

芦部信喜『憲法学II 憲法総論』(有斐閣, 1994年)

園部敏『公法上の特別権力関係の理論〔増補版〕』(有斐閣, 1955年)

《法律雑誌》

高橋和之ほか『憲法判例百選I〔第5版〕』(別冊ジュリストNo.186, 有斐閣, 2007年)

「特集 行刑の現状と課題——刑事収容施設法施行後の検証」法律時報80巻9号(2008年8月)

「刑事収容施設・被収容者等処遇法の成立と課題」刑事法ジャーナル5号(2006年10月)

《資料》

法務省法務総合研究所編『犯罪白書(平成18年版)』『犯罪白書(平成19年版)』『犯罪白書(平成20年版)』『犯罪白書(平成21年版)』『犯罪白書(平成22年版)』および法務省HPウェブ版